

○総務省令第四十三号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月十三日

総務大臣 野田 聖子

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(企画官、調査官及び電子政府特別研究官)  第十七条 行政管理局に、企画官四人、調査官一人及び電子政府特別研究官一人を置く。  〔2・3 略〕</p> <p>4 電子政府特別研究官は、命を受けて、行政機関が共用する情報システムの整備及び管理について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく研究を行うことにより、行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関する重要な政策の企画及び立案の支援を行う。</p> <p><b>第三十六条 削除</b></p> <p>(研究推進室並びに企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官)  第三十七条 技術政策課に、研究推進室並びに企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官それぞれ一人を置く。  〔2・4 略〕  〔削る〕  〔5・6 略〕</p> <p>(企画官及び国際広報官)  <b>第四十条 削除</b> 国際政策課に、企画官及び国際広報官それぞれ一人を置く。  2 企画官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。  3 国際広報官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する海外に対する広報に関する事務の総括を行う。</p> <p><b>第四十三条 削除</b></p>	<p>(企画官及び調査官)  第十七条 行政管理局に、企画官四人及び調査官二人を置く。  〔2・3 同上〕  〔新設〕</p> <p>(企画官及び国際広報官)  <b>第三十六条 削除</b> 国際政策課に、企画官及び国際広報官それぞれ一人を置く。  2 企画官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。  3 国際広報官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する海外に対する広報に関する事務の総括を行う。</p> <p>(研究推進室並びに企画官、国際共同研究企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官)  第三十七条 技術政策課に、研究推進室並びに企画官、国際共同研究企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官それぞれ一人を置く。  〔2・4 同上〕  5 国際共同研究企画官は、命を受けて、情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策のうち技術に関する国際共同研究についての企画及び立案並びに調整を行う。  〔6・7 同上〕</p> <p><b>第四十条 削除</b></p> <p>(国際戦略企画官)  <b>第四十三条 削除</b> 国際戦略局に、国際戦略企画官一人を置く。  2 国際戦略企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。以下この項において同じ。)の発達、改善及び調整に関すること(電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。)に関する重要事項についての企画及</p>

<p>(情報通信経済室及び調査官)</p> <p>第四十四条の二 情報通信政策課に、情報通信経済室及び調査官一人を置く。</p> <p>2 情報通信経済室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局並びにサイバーセキュリティ統括官の所掌事務に関する重要事項に関する統計に関すること。</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>(情報通信経済室及び調査官)</p> <p>第五十二条 情報流通行政局に、情報通信戦略企画官一人を置く。</p> <p>2 情報通信戦略企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策(技術に関するものを除く。)に関する重要事項についての企画及び立案並びに推進に関するものを助ける。( )</p>	<p>び立案並びに調整に関するものを助ける。</p> <p>(情報通信経済室及び調査官)</p> <p>第四十四条の二 情報通信政策課に、情報通信経済室及び調査官一人を置く。</p> <p>2 情報通信経済室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局の所掌事務に関する重要事項に関する統計に関すること。</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>(情報通信経済室及び調査官)</p> <p>第五十二条 情報流通行政局に、情報通信戦略企画官一人を置く。</p> <p>2 情報通信戦略企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策(技術に関するものを除く。)に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。( )</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、平成 年 月 日から施行する。